三八

郡役所の文書と情報2

一埼玉県の郡報一

太田富康

1 はじめに─郡と郡報

近代日本の地方制度は国を頂点とする中央 集権的なものであったが、明治・大正期には 府県と町村の間に郡・郡役所が置かれた。ま ず、明治11年(1878)の郡区町村編制法に より郡長・郡役所が置かれた。地租改正事業 の遅れていた埼玉県では、その完成を待って 翌12年4月に開庁した。郡の区域・名称は 基本的に江戸時代以来のままで、大郡の埼玉 郡のみ南北2郡に分割し、計18郡となった。 ただし、狭小の郡は複数を組み合わせて一人 の郡長、一つの郡役所とし、計9郡役所に編 成された。すなわち、北足立・新座郡役所 (浦和宿 現さいたま市浦和区)、入間・高 麗郡役所 (川越町 現川越市)、比企・横見 郡役所(松山町 現東松山市)、南埼玉郡役 所(岩槻町 現さいたま市岩槻区)、北埼玉 郡役所(成田町 現行田市)、北・中葛飾郡 役所(杉戸宿 現杉戸町)、大里・幡羅・榛 沢・男衾郡役所(熊谷宿 現熊谷市)、児 玉・賀美・那珂郡役所(本庄宿 現本庄市)、 秩父郡役所 (大宮郷 現秩父市) である。

次いで明治23年(1890)に郡制が公布され、郡は自治体として制度化された。ただし、その施行は、自治団体としての機能を果たしえる規模への郡の再編統合が完了した府県から順次なされることとされた。埼玉県では、同29年3月に北足立、入間、比企、秩父、大里、児玉、北埼玉、南埼玉、北葛飾の9郡への再編統合が完了し、同年8月に施行された。この郡が発行した公報誌が郡報である。郡によって「郡報」「郡公報」「郡時報」「郡月報」

などと名称が異なるが、本稿では総称として

「郡報」を用いる。管見の範囲でも全国で

120を超える郡での刊行を確認できる(本稿

末付表参照)。このうちには、埼玉県の郡報も含まれているが、県内でも広く資料として利用されているとは言い難い。筆者もまとまっての伝存を確認できているのは『北埼玉郡報』だけで、その他『入間郡報』数号を確認しているにとどまる。その他は史料上で刊行を知ることができるものの原本を確認できていない。しかし、これは筆者の調査不足によるもので、配付を受けていた機関や図書館等に伝存している可能性は十分にある。本稿は、このような状況が少しでも改善することを願い、『北埼玉郡報』を中心に、埼玉県の郡報についての基礎的な紹介を行うものである。

2 公布式と公報誌

筆者が現在確認し得ている範囲に限られるが、全国で最も早い郡報は奈良県下の諸郡のものである。明治29年の郡制施行に先だっての刊行も知られるが、同県は同年4月28日付で郡報への掲載と配布をもって郡令公布式と定めており、県下全郡での郡報発行が知られる。。郡制施行により、郡令の公布などを定める公布式も必要とされることとなったわけであり、官報や府県公報誌(埼玉県の場合『埼玉県報』。以下、県報と記す)がそうであったように、初期の郡報が公布式を果たすためのメディアとして登場したことは自然に受け取ることができる。

しかし、郡制施行を機に郡報を創刊している郡は少ない。郡令等の公布式として郡報という定期刊行物が必須であったわけではなく、多くの郡では、公布ごとに印刷して町村役場に配布し、掲示場に掲示するなどの方法をもって公布式としたからである。後述するように、郡レベルで公告が義務づけられている郡

令等の数は、定期刊行物を必要とする程のも のではなかったと考えられる。

埼玉県内の各郡役所も、郡制公布以前には 同様の公告方法を取っていた。明治22年段 階の公告制度を知ることができる資料として、 同年の「郡長答申書」がある。諮問事項の一つに「郡公告式ノ規定如何」があり、各郡長が答申を出している。これによれば、入間・高麗、南埼玉、大里・幡羅・榛沢・男衾、秩父の4郡役所で定められているのに対し、北埼玉郡役所と児玉・賀美・那珂郡役所は公告式の規定を持っていない。具体的な住民への公告方法は、郡役所及び戸長役場への掲示をもって公告式と規定している南埼玉郡役所のほかは、町村役場へ送付し後は適宜の方法に任せるというものが多い。

これに対し、国は明治19年2月に「凡ソ法律命令ハ官報ヲ以テ布告シ」と公文式を定める一方。地方に対しては「府県管内諸達書公布式之儀、自今府県限適宜其方法ヲ設ケ施行セラルヘシ」という内訓を出し、各府県ごとに公布式の制定を求めた。これらを受けた埼玉県は同年8月に県報を創刊した。その実議書中の「県報ヲ設クル事由」には「県令ヲ発スルニー定式アラサル可ラス、其定式ヲ設クルニ昔日ノ掲示法ノ如キハ今日緻密ノ令文ヲ布施スルニ便ナラス、故ニ県報即チ県公文ヲ布施スルニ便ナラス、故ニ県報即チ県公文まニ県令・諸達ヲ登載スルヲ以公布式ト定メタリ」とあり、官報同様の位置付けを取ったことがわかる。

この「県報ヲ設クル事由」が述べる「公文誌」による公布式の必要性は、郡役所の告示においても同じことがいえるが、当初、郡役所告示も県報に登載する計画があった。すなわち、同年7月23日の告示第37号で示された「県報例規」の第2条「県報ニ登載スル事項」には「郡役所告示」が挙げられている。さらに同月29日付の丁第130号でも「郡役所告示及郡長管内外出張帰着并其公用件名ヲ登載スル筈」と達しており、発行の直前まで計画されていたことが窺われるが、最終的には見送られた。その理由は定かでないが、4年

後の同23年には実現をみた。すなわち、従来の公布式を改正するように求める1月24日付の通牒が、県第一部長から各郡長に出されたが、そこでは、「第一条 某郡長ノ発スル告示ハ之ヲ官報附録埼玉県報ニ登載スルヲ以テ公布式トス」等を内容とする「某郡告示公布式案」が示されたのである。これを受けた各郡では一斉に公布式を告示し、2月4日発行の県報第8号から「郡役所告示」欄が設けられ、登載が開始された。この措置は、県報の官報附録化措置に伴うものであったが、1年後に再び県発行に戻った後も継続された。国ー県一郡の公布公告を、官報と県報という「公文誌」掲載配付に統一する考えがあったことがわかる。

3 埼玉県での郡報創刊

この郡令、郡役所告示等の県報登載という方法は、郡制施行以後も継続されたが、行財政改革の一環である「事務簡捷」実施のなか、明治41年をもって廃された。その理由は次のように述べられている。⁽¹²⁾

元来県報ニ登載セサルへカラサル理由ナキノミナラス、之レカ為メ県ニ於テハ尠カラサル手数ト経費ヲ要シ、而モ其経費ノ如キハ県費ヲ以テ支弁スへキ性質ノモノニ無之認メラレ候

これを受けた翌42年からの郡令の公布方法は、埼玉県令第56号により「之ヲ登載シタル印刷物若クハ謄本ヲ其郡役所掲示場ニ掲示シ及郡内各町村役場ニ配付スルモノトス」と定められた。一方、郡告示の公布方法は各郡の郡令で定めるものであったが、「各郡区々ニ渉ラサル様」、県から郡令の「標準」が示された。郡令公布と同じ内容であり、これを受けた各郡によるほぼ同文の郡令が12月31日付けの県報号外に掲載され(県報登載による最後の郡令公布ということになる)、翌1月1日から施行された。なお、郡令・告示を発布した際は直ちに県に報告すべきことも定められた。

これにより、明治42年の公布式は、ほぼ

20年以前と同様の方法に戻ったことになる が、1年をおいた同43年4月、『北埼玉郡 報』が創刊される。次いで同45年には入間 郡が郡報を刊行している。この他、埼玉県行 政文書に残されている各郡の予算・決算書か ら、秩父郡、南埼玉郡、北葛飾郡でも郡報が 発行されていたことが推定される。残されて いる予算・決算書上からは、南埼玉郡は大正 9年以前、秩父郡では同11年以前に刊行さ れていたことが確認できる。このうち、南埼 玉郡は、大正5年3月15日に「南埼玉郡告 示告論及訓令公布式」と「南埼玉郡報発行規 程」を定めており、このときの創刊とわかる。 また、北葛飾郡の大正11年度の歳入歳出予 算書には「郡時報発行費」の項目がある。た だし、印刷されたものの朱で削除されている ことから、案としては計上されたものの最終 的には予算化されなかったと考えられるが、 10年度以前には刊行されていた可能性が高 い。その名称が「郡時報」と他の4郡と異な り、その予算費目も他郡の公報費に対し地方 改良費であることから、公布式によるもので はない可能性も高いが、この点については後 述する。

このように、郡報は全郡で発行されたわけではなく、その創刊時期も異なる。また、県による郡報発行に関しての通達も確認されない。このような刊行状況は全国的にも同様で、前述の奈良県を除き、全郡での発行が確認された府県はなく、複数の郡で発行されていた場合でも、その創刊年次は同一ではない。大半の他府県がそうであったように、埼玉県における郡報の発行は、各郡の個別判断によるものであったと思われる。

4 『北埼玉郡報』の書誌情報

では、郡報が必要と判断された要因、郡報発行の目的はどこにあったのか。そもそも、郡報とはどのような刊行物であったのか。以下、埼玉県立浦和図書館に明治期の第1~28号及び大正期の第1~50号までが一括して残されている『北埼玉郡報』により検討する。

『北埼玉郡報』に関する基礎的な書誌情報は次のとおりである。

- 1 誌名 北埼玉郡報
- 2 出版者 埼玉県北埼玉郡役所
- 3 発行頻度 毎月1回25日発行(号外あり)
- 4 創刊年月日 明治43年(1910)4月25日
- 5 大きさ 22cm
- 6 印刷 活版印刷
- 7 印刷所 忍町大字行田192番地 今津印刷所

その根拠規定は次の4つで、いずれも『北 埼玉郡報』第1号の彙報欄に掲載されている。

- 1 郡令公布方(明治43年3月5日郡令第2号)
- 2 告示告論訓令公布方(同郡令第3号)
- 3 郡報発行規程(同告示第15号)
- 4 郡報編纂手続(同年4月11日各課へ 示達)

1と2は、郡令・告示等の公布方法を郡報と定めるものであり、3と4はその郡報自体の発行・編纂方法を規定するものである。郡令の公布が1で「本郡令ハ郡報ヲ以テ公布ス」とされたのはもちろん、2では「管内一般又ハ一部ニ告達スル告示及告論」「監督ニ属スル役場公吏ニ達スル訓令」も「郡報ヲ以テ公布ス」と定められた。公布が定められたのは以上の4つであるが、郡報登載事項はこれにとどまるものではない。3の第2条は「郡報ニ登載スヘキ事項ノ概目左ノ如シ」として、郡令、告示、告論、訓令のほかに彙報、公告、広告を挙げている。

このうち彙報は、4の第6条で「汎ク公衆ニ知悉セシムルヲ利益トシ又ハ所轄町村役場学校執務上ノ参考トナルヘキ事項ヲ輯録スルモノトス」と説明されており、第5条で次の12の細目も明示された。

一、郡役所事項 二、表彰 三、議会 四、財政 五、済恤 六、土木 七、学事 八、兵事 九、社寺 十、農工商 十一、衛生 十二、雑事

5 郡報発行の目的・要因1 彙報

郡報発行の目的・要因は、第一にこの彙報 にあったことが考えられる。この点を、まず 数量的に検証してみたい。表1は、各郡の郡 令等の公布が県報登載で行われた最後の10 年間(明治32~41年)の、その年間登載数 について、北埼玉郡と9郡全体を示したもの である。北埼玉郡では、10年間の平均で郡 令はわずかに1.8件しか登載されておらず、 1ないし0件が大半である。多いのは告示の 30.8件であるが、彙報は3.5件にとどまり、 全体で36.1件にすぎない。月刊の郡報では1 号あたり3件しか掲載事項がないことになる。 これは、号外発行を考えれば、さらに減ずる ことになる。県報登載最後の41年では24件 で、1号あたり2件とさらに減じる傾向にあ った。県報登載レベルの公布事項の代替とい う目的だけであれば、郡報の必要性は低いと いわざるを得ない。公布ごとに「之ヲ登載シ タル印刷物若クハ謄本ヲ其郡役所掲示場ニ掲 示シ及郡内各町村役場ニ配付スルー方法で十 分であろうし、毎月25日を待つ月刊よりも 迅速性があろう。迅速性の方が優先される事 案の場合には号外が発行されるわけであるか ら、経済効率性を考えればその刊行は一層考 えにくくなる。これは北埼玉郡に限った状況 ではなく、9郡全体でみたときにも、1郡あ たりの年間掲載事項数は、郡令1.8、告示 36.9、彙報8.1、計46.8と同様の傾向を示し ている。月刊に換算した場合の掲載事項数は 3.9と、北埼玉郡よりは多いものの郡報刊行 を判断する材料としては同様の数値であろう。 むしろ、9郡平均より少ない北埼玉郡が郡報 を刊行したことの方が、奇異に感じられる結 果といえる。

次に彙報の掲載数をみてみたい。表2は、表1のうちの彙報について、郡ごとの内訳まで示したものである。最も多い入間郡でも年間18.9回、月刊掲載換算では1.6件にすぎず、このほか比企、秩父両郡を除き、月刊掲載換算は1件に届かず、平均0.68件にすぎない。北埼玉郡は、ここでも平均を下回り、北葛飾

郡に次いで少ない年平均3.5件、月刊掲載換 算は0.29件でしかない。

また、彙報の記事内容をみると「広告」とされるものに限定され、その大半が鑑札 無効の広告である。すなわち、郡域を越え て全県的に「広告」する必要のある最低限 の情報に限定されていたといえる。これに 対し、本来県報の彙報欄は、施政上参考と なるべきもの、人民の便益に資すべきもの を掲載することを目的とし、次のような事 項が掲げられていた。

> 県庁事項(叙任辞令、官吏発着、官吏忌 引・旅行・死亡、褒賞、県会、連合町 村会、財政等)

> 農工商・兵事・教育・衛生・監獄・警察 事項

雑事

先に引用した『北埼玉郡報』の彙報事項 との類似性が知られるであろう。すなわち、 北埼玉郡役所は、従来、県報が県域を対象 に行っていた有用情報(国・県の施策遂行 にとっての有用性)の発信・広報機能を、 郡域に対しても同様に行うべきことを意図 したと考えることができる。しかしながら、 前述のように、県報は郡役所に対してその ような機能を提供してくれるメディアでは なかった。さらに、公布機能までも県報か ら排除されたことが、郡独自の公報メディ アを持つこととなる、ひとつの契機となっ たことが考えられる。表3中の彙報登載数 は、創刊の明治43年では91件(1年に換算 すると121.3件)と、全登載件数109件(同 145.3件) の8割以上を占めている。その数 は年々増加の傾向にあり、大正4年には225 件で全登載件数252件の9割近くを占めるに 至っている。

公布式は『北埼玉郡報』の果たすべき第一の要件ではあったが、それだけであれば発行の必然性はなかった。彙報による情報の公報(広報)こそが、発行要因の第一にあったといえるだろう。

表 1 明治32~41年の『埼玉県報』に登載された郡令・告示・彙報数

【北埼玉郡】

	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	計	平均
郡 令	6	2	1	0	0	6	1	0	1	1	18	1.8
告 示	60	34	22	21	36	35	24	36	20	20	308	30.8
彙 報	0	1	2	5	5	5	5	4	5	3	35	3.5
計	66	37	25	26	41	46	30	40	26	24	361	36.1

【9郡全体】

	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	計	平均
郡 令	42	16	16	14	13	33	7	6	3	14	164	16.4
告 示	456	418	378	307	488	348	261	270	237	154	3317	331.7
彙 報	23	27	46	142	120	90	87	64	63	69	731	73.1
計	521	461	440	463	621	471	355	340	303	237	4212	421.2
1郡平均	57.9	51.2	48.9	51.4	69.0	52.3	39.4	37.8	33.7	26.3	468	46.8

表2 明治32~41年の『埼玉県報』に登載された郡役所からの彙報数

郡/年	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	計	平均
北足立	2	1	5	13	10	16	9	2	2	4	64	6.4
入 間	8	14	12	28	34	24	22	13	15	19	189	18.9
比 企	0	1	10	38	25	12	16	9	13	7	131	13.1
秩 父	5	3	5	15	18	15	20	12	13	14	120	12.0
大 里	3	4	3	10	6	2	3	10	7	10	58	5.8
児 玉	4	0	2	14	13	6	4	6	2	3	54	5.4
北埼玉	0	1	2	5	5	5	5	4	5	3	35	3.5
南埼玉	1	2	5	10	6	6	6	6	4	7	53	5.3
北葛飾	0	1	2	9	3	4	2	2	2	2	27	2.7
計	23	27	46	142	120	90	87	64	63	69	731	73.1

表3 『北埼玉郡報』登載事項数

	明治43 (4-12月)	明治44	明治45 大正元	大正3	大正4	大正8	大正10	計	平均
郡令	0	4	3	3	1	2	1	14	2.1
訓令	0	0	0	0	0	1	4	5	0.7
告 示	10	33	26	16	24	30	21	160	23.7
告 諭	4	5	0	0	2	0	0	11	1.6
彙 報	91	146	136	166	225	142	255	1161	172.0
広 告	4	3	1	0	0	1	17	26	3.9
公 告	0	0	0	0	0	3	4	7	1.0
計	109	191	166	185	252	179	302	1384	205.0

注:明治43年は4月から12月の9か月間の件数。

6 郡報発行の目的・要因2 地方改良運動

県報での公布式廃止という契機があったとはいえ、自ら公報メディアを持ち、情報の公報(広報)活動を開始するには、それだけの行政的・社会的な必要性があったことを考えねばならない。県報登載が廃された明治41年は戊申詔書が発布され、地方改良運動が本格化した年でもあった。⁽¹⁸⁾

(1)地方改良運動と広報

日露戦後の地方財政の立て直しのため、地 方改良運動はこれ以前から始まっていたが、 この年7月に発足した桂第二次内閣の平田東 助内務大臣によって強力に推進されるところ となった。10月に発布された戊申詔書はその 契機であり、その後の運動の精神的な基盤と なった。日露戦争後、国家を末端から支える べき町村の整備・拡充を目的とした地方自治 の強化・振興が図られたが、それは市町村役 場や地域の有志者だけで果たせるものではな く、広く住民の積極的な協力が必要とされた。 市町村長をはじめとする役場吏員や有志者 だけでなく、一般住民の自発的・積極的な協 力を喚起するためには、いかにその浸透を図 り、徹底させるかに懸かってくる。そのため の施策のひとつとして、地方改良事業講習会 が明治42年に開設された。この講習会では、 道府県官、郡官、市町村吏員等の町村行政関 係者に運動の要点や知識が講習され、これを 受けた道府県でも管内に対し講習を行って浸 透を図った。また、在郷軍人会、愛国婦人会、 納税組合、貯蓄組合、農会、産業組合、学童 保護会・夜学会などの行政浸透のための補助 組織、あるいは、報徳会、戸主会、青年会、 婦女会等の教化組織がつくられ、積極的に利 用された。

しかし、会同による伝達は参集者に限定され、また、一時的なものとなる。会同できる層には自ずからの限定性も有する。これに対し、活字化は非会同者へも伝達対象を拡張することが可能であり、かつ、時を隔てても繰り返し伝達し、確認することが可能になる。共時

的(空間的)にも通時的(時間的)にも伝達・ 浸透を大きく進展させることが可能となる。

各種講習会の開催のほか、功労者・善行者の表彰、模範村の選定と推奨などが主たる運動形態として取られたが、前者では、ひろくその表彰事実が喧伝されなければ運動の推進力としての効果はうすくなる。また、模範村の推奨も、各町村がその模範とすべき施策・事業の方策や実績を知悉することが要点であり、そのための広報に命運はかかっているといってもいい。

ここにおいて、内務省地方局では、地方改良事業講習会の講演集や模範となるべき実践事例集という、地方改良事業に専化した刊行物を次々に出版した。公布式を民間新聞掲載によっていた府県においても、この時期に独自の公報誌が出揃ってくるが、その要因の一つとして、公布だけではなく、運動推進のために独自の公報メディアを必要としたことが考えられる。そして、全国的にみたとき、郡報の創刊もこの明治41年以降に集中する。その要因として地方改良運動推進があったことが想定されるところである。(200)

(2) 彙報の登載内容

では、『北埼玉郡報』の彙報が伝える情報は、 地方改良運動が求める施策の広報普及に合致 するものであったであろうか。

地方改良運動の具体的な指針としては、

- (1) 当局者の奮励、(2) 公共心の発揮、
- (3) 自治事務の整善、(4) 生産事業の振励、(5) 教化事業の作興、(6) 基本財産の蓄積、(7) 市町村是の実践、(8) 勤倹力行の勧奨、(9) 良風善行の奨励などが挙げられている。その実践にあたっては、前述のように各種団体の利用、功労者・善行者の表彰、模範村の選定と推奨、各種講習会の開催などがあり、また、各行政分野では、次のような行財政機能強化施策が進められた。
 - ・勧業行政:種子塩水選、通し苗代廃止、 稲苗の正条植、牛馬耕、堆肥 の改良、県外輸出米の改良等

・教育行政:学童保護会による就学奨励の 強化、夜学会等による青年教 育や壮丁予備教育の積極化、 学校基本財産の造成(記念植 樹等)の奨励

・衛生行政:青年・学童の伝染病予防のための強化

・行 財 政: 町村行政の合理化、町村基本 財産の造成、罹災救助資金の 設定、徴税の強化と納税組合 の設置督励⁽²¹⁾

一方、『北埼玉郡報』の彙報登載記事をま とめたものが表4である。郡役所事項及び議 会は、人事や参事会開催が大半で、学事の訓 導・准訓導(教員)任命・異動、社寺の神職 異動も同様の記事といえ、相当の比重を占め ている。郡及び郡内町村での告示の範囲拡大 ともいうべき性格の記事で、これも独自の公 報誌を有することによって可能となったとい える。これらを除くと、その登載記事は「郡 報編纂手続 | に掲げられた12の細目のうち でも、「農工商」「学事」「衛生」「雑事」の 登載数が多く、前述強化施策で重点が置かれ た行政分野と一致する。とくに「農工商」が 際立っているが、内容をみると「雑事」のな かにも「農工商」に関するものが少なくない。 勧業面での施策普及・啓発のため、その情報 伝達機能が期待されていたことが窺われる。 この他、「兵事」は日露戦後の軍備を支える 徴兵に関するものであり、「社寺」も郷社祭 礼や神社合祀という、郡の統合に関わってく る記事であり、地方改良運動の推進を図るも のといえる。

記事の内容面からみると、講習会や講演会、 伝習会、農業関係では共進会など、地方改良 運動を促進するための会同行事が多く目立つ。 これらと共に主たる運動形態とされた表彰事 業については、細目としての「表彰」が現れ るのは大正10年からであるが、それ以前か ら「学事」「農工商」「雑事」の細目で表彰 や慰労が掲げられている。運動を支えるため の補助施設や教化施設である各種団体の記事 も、在郷軍人会分会や教育会などが早くから みえ、大正10年からは雑事に団体記事がま とまって掲載されるようになる。この点で 『北埼玉郡報』は、郡役所だけではなく、公 益団体を含めた郡の公報(広報)誌とも評価 できる。

「農工商」では、購入斡旋や共同の購入・ 販売・配布、調査・試験・試作など、郡全体 の利益となるべき事業の周知啓発だけでなく、 農会や耕地整理地耕作組合、産業組合、農事 組合、地主会、郡内各町村における事業も報 知されている。これは、個人に対する表彰等 と同様の効果が期待されたことが想像される。 当該町村にとっては顕彰されることへの励み となり、他町村にとっては参照事例としての 情報になるとともに、競争心や「横並び」を 意識させることにより、郡内全体への普及・ 拡大が図られるという効果を果たすものであ ろう。「小学校児童出席歩合表」なども、単 に統計的な状況報告ではなく、学校ごとに順 位を付しての掲載であり、他町村・学校との 比較の中で成績を上げさせるための手だてと なっていたことが推測される。

また、時期的に見たとき、大正10年の構成でそれ以前との差異がみられる。すなわち、細目ではそれまでにはなかった「表彰」「統計」が現れること、「雑事」中に小学校教員会、仏教会などの団体記事がまとまって現れること、「雑事」の事務刷新調査委員会、税務主任会同、寄附などをはじめ、「学事」「兵事」でも、それまでになかった記事があらわれること、「雑事」にあった「報告事件一覧」が「広告」に移ること、などである。数量的にも、大正8年に減少していた登載数が再び増加している。

この要因は明確にしがたいが、第二次地方 改良運動ともいうべき民力涵養運動の影響が 考えられる。民力涵養運動は、第一次世界大 戦後の戦後経営事業を総称するものであり、 大正8年3月の内務大臣訓令で五大要綱を示 してから本格的に展開する。これを受けた埼 玉県は、同年6月27日に戦後民力涵養実行

表4 『北埼玉郡報』の彙報掲載数と主な内容

表 4	北埼玉都報』の実報!	匂製	く女人	$C \supset$	-4	171	_				
		明 治 43	明 治 44	明 治 45	大 正 3	大 正 4	大 正 8	大 正 10	計	平均	主な内容
	人事	22	38	21	25	28	28	30	192	28.4	叙任辞令、収入役認可・退職・代理者認可退職・事務 兼掌許可、村長職務代理者任命・解任
郡役所事項	職制公布方	4					1		1 4		臨時国勢調查課職制 公布方、郡報
	計	26	38	21	25	28	29	30	197	29.2	2010/3/C 410TK
500 A	郡参事会	4	5	1	3	1	3	4	21	3.1	開会、閉会、議事、状況
議会	計	4	7	1 2	1 4	3	2 5	1 5	30	1.3 4.4	通常郡会·臨時郡会景況
	義捐金品寄贈、収入額	5	8		-	-		Ü	13		水災義捐金、水災地貧窮児童救済義捐金
済恤・賑恤	救済用物品無賃輸送	1							1	0.1	
	天杯並酒肴料拝受高齢者	6	8	0	0	1	0	0	1 15	0.1 2.2	
	青年矯風会表彰	- 0	1	-			- 0	Ů	1	0.1	
	村吏員其他表彰							1	1	0.1	
	郡会議員表彰							1	1	0.1	
表彰	村吏員小学校教員及児童出席優良小学校表彰							1	1	0.1	
2412	学事功労者表彰							2	2	0.3	
	教育功労者表彰							1	1	0.1	
	敬神家表彰 計	0	1	0	0	0	0	7	1 8	0.1 1.2	
郡長町村巡袖		0	0		0	0	0		3	0.4	
県会議員補	欠選挙	0	0	0	0	0	0		1	0.1	
	教育会	1	2						3	0.4	表彰規程、総会
	訓導·准訓導(教員)任命、 異動	7	7		11	12	2	9	48	7.1	Li A DAMENTO, D. THE LONG OF MANY COME A SECOND
	施設設置	1	-		0			3	4	0.6	校舎増築落成式、郡立実科高等女学校寄宿舎設置図書館設立、小学校新築落成式
	講習会·講話会 校長会	1	1		2	1_			5 1		教育会、小学校教員講習会、通俗講話会、教員講習総会 小学校長会の状況
	害虫駆除予防				1	1			2		成績優良小学校
	教員慰労					3			3	0.4	
学事	学校設置 教化設置及廃止					1			1	0.1	
	小学校名改称					1			1	0.1	
	学校医嘱託					4			4	0.6	
	小学校位置指定 小学校児童出席歩合					7	11	11	1 29	0.1 4.3	
	小学校首席訓導会同					- 1	11	1	1	0.1	
	学齢児童保護奨励費補助							1	1	0.1	
	修学旅行 視察		1		_			2	2	0.3	北埼玉郡実科高等女学校、羽生農業学校 小学校教員相互視察、視学合同視察
	計	10	11	0	15	32	13		110	16.3	
	徴兵検査日割	1	1					1	3	0.4	
	徵兵受検者町村別体格等位	1	1	1	1				4	0.6	
	徴兵受検者中結膜炎花柳病患者 陸海軍簡閲点呼執行日割	1	1 2	1	1	1		1	- 3 7	1.0	
	海軍志願兵		1	1	1				3		横須賀海兵団入団、採用者
	帝国在郷軍人会				1				1		総会、招魂祭
兵事	戦死者氏名 戦死者葬儀				1	1			1 2	0.1	
	慰問							2	2		本郡出身在隊兵、本郡出身各部隊在営兵
	陸軍特別大演習施行に関し御							1	1	0.1	
	菓子料下賜										
	海軍講話会	3	6	4	7	2	0	1 6	28	0.1 4.1	
	郷社祭礼	<u>ა</u>	2	2	2	2	2	0	11		例祭、新嘗祭、祈年祭、大祭
	神職異動		4		1				16	2.4	7,300 71 1300 700
社寺	神社合併・合祀		3	3	1				7	1.0	
	計	1	10	16	1 5	2	2	0	36	5.3	神職学術講習会、官公吏神社祭式講習会
	共進会	6	6	9	5	5	7	5	43	6.4	褒賞授与式、苗代審査、精農者表彰式、稲模範作、麦模 範作、立毛、孟児模範飼育、園芸、堆積肥料、青年矯風 会、蚕児飼育及桑園、稲標準作、二毛作、稲多収穫、水 田裹作、麦多収穫、綿作、郡農会副業品、桑苗圃
農工商	耕地整理地耕作組合	3	1	1	1	2			8	1.2	設立奨励、設立、模範耕作者、耕地整理事業、排 水機試運転状況、実施調査
版工。刊	講習会・講話会・伝習会・講評会	7	17	16	11	15	16	12	94	13.9	玉繭製糸、染織、農事、産業組合、農蚕業、藁網工、蚕業、修得証授与、耕地整理地、特種農事、肥料配合、二 毛作指導、接装、産米改良、竹林栽培、生産米検査員壽 習、米穀業者に対する講演会開催状況、米穀検査、屋外 堆肥製造、統計、産麦改良、切手、養蚕業、牛馬耕、婦 人農事、屑繭整理、蔬菜栽培、農事講話、薬鳴積、深耕

勝入幹後、共同聯入、共同版 8 4 16 12 15 14 7 76 11.3 7. 納研契制格信、 25番用大変、 25番(12 15 14 7 76 11.3 7. 納研契制格信、 25番(12 15 14 7 76 11.3 7. 納研契制格信、 25番(12 15 14 7 76 11.3 7. 納研契制格信、 25番(12 15 14 7 76 11.3 7. 納研契制格信、 25番(12 16 12 15 14 7 76 11.3 7. 納研契制格信、 25番(12 16 12 15 14 7 76 11.3 7. 納研契制格信、 25番(12 16 12 15 14 7 76 11.3 7. 納研契制格(13 16 12 15 14 7 76 11.3 7. 补研契制相关。 25番(12 16 16 12 15 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16	
	野整、貸付 種改善用種 技同配合、 計紙、米 計件馬、深
吉虫・吉毗耶除、煙蒸 1 3 11 5 3 4 27 4.0 4.0 4.0 4.0 4.0 4.0 4.0 4.0 4.0 4.0 6.0 4.0 6.0 4.0 6.0 4.0 6.0 6.0 8.0 6.0 1 <	
容託 貸付	野鼠駆除 績、害鳥 庫害虫駆
	宿病
品評会 1 2 4 9 15 1 5 37 5.5 重要物底、町村農産物、小作米、埼玉足	
産業組合 8 6 9 4 1 5 33 4.9 総会、視察、設立許可、設立計画、実務研、機況、 無別、 無別及成績調査、表彰故露式、概況、 無別講習会、設置、忍即産業組合市員、	
産業組合 8 6 9 4 1 5 33 4.9 話、業務及成績調査、表彰技索式、概況、転児、短期講習会、設置、忍町産業組合市街農会 表作 農会 1 1 5 1 1 9 1.3 総会、指導田設置、田稗買上状況、町村農会妻麦作 麦作 1 2 0.3 定期通信、郡内麦施設梗概 東村蓮根最常、田畑経済、土壌酸性、水稲枯砂、 土壌酸性、水稲枯砂、 土壌酸性、水稲枯砂、 土壌酸性、水稲枯砂、 土壌酸性、水稲枯砂、 土壌酸性、水稲枯砂、 土壌酸性、水稻枯砂、 土壌酸性、水稻枯砂、 土壤砂土 土壤砂土 土壤砂土 土壤砂土 土壤砂土 土壤砂土 土豆品桶 通温用福依託試験地設置、肥料旅否、海造米、 大豆品桶 通温用福依託試験地設置、肥料旅否、海造米、 土豆品桶 通温用福依託試験地設置、肥料旅否、海造米、 土豆品桶 通路相段。 大豆品桶 工業が建設 大豆品桶 工業が建設 大豆品桶 工業が建設 大豆品桶 工業が出産業人 大豆品 大豆品桶 工業が 大豆房 乗組合機工 大豆品 大豆品 大豆品 大豆品 人工 工業 大豆品 大豆品 人工 工 1 1 2 2 5 0.7 理人感謝状授与、足袋同業組合信息、工 上球砂、 工業 大豆品 業組 会視 工業 市 大豆品	
接会 1	事務所移 地指定
麦作 1 1 2 0.3 定期通信、郡内麦施設梗概 調査、試験、試作 2 3 1 6 4 16 2.4 東村選根栽培、田畑経済、土壌酸性、木稲枯杞 けるこ化蚬虫存在、肥料三要素効果試験地設置、肥料底否、満違米、	
農工商 2 3 1 6 4 16 2.4 東村蓮根栽培、田畑経済、土壌酸性、水稲枯醇 2 5 2.4 東村蓮根栽培、町利用農具試運転、大豆和種語 2 5 3 養蚕、桐樹植栽 2 4 表彰 2 0.3 養蚕、桐樹植栽 2 5 0.7 農事功労者変状契与、養鯉家表彰、水稲 2 0.3 養蚕、桐樹植栽 2 5 0.7 理人感謝状授与、足袋同業組合職工表彰 2 0 0.3 流遣、埼玉織物産盛同業組合被工表彰 4 積厚 3 1 4 0.6 竹林の回復、杉赤枯病善後策、肥料配合表示 2 2 0.3 高速 2 0.3 高速 2 2 0.3 高速 2 2 0.3 高速 3 2 2 0.3 高速 3 2 3 2 3 2 3 3 2 3 2 3 2 3 3 2 3 2 3	勝打台
農工商 製賞、表彰 1 1 1 2 5 0.7 農事功労者婆状授与、養鯉家表彰、水稲理人感謝状授与、足袋同業組合職工表彰、現工人感謝状授与、足袋同業組合限不報告会業與励、定來包良業品会主义。	、土性、 作成績、
農工商 提示	
視察 1 1 1 2 2 0.3 派遣、埼玉織物産盛同業組合視察報告会 奨励 1 2 5 2 10 1.5 奨励、定発政 及 受同業組合にお 奨励 産 米 改良 奨励 委員嘱託・打合会、 馬鈴薯 裁培、 瓜類栽培 指導 3 1 4 0.6 竹杯の回復、杉本枯病善後策、肥料配合 表示 2 2 2 0.3 咨種肥料所含有主要成分量表示、米の品 の関係表示 2 2 2 3.3 設原植田採種状況・指導監督日割、原種田及 で理人情 収穫利種塩水透施行日割、選種終了、管理人情 育状況、麦採種場橘種、県原種栽培、採取圃が 直、水陸稲及大豆の採取圃指導地試作地状況、 及指導地、緑肥用作物採種地 地主会 1 3 1 5 0.7 総会、町村地主会長協議会開催状況 競技会 1 1 1 0.1 発会式 地主会 1 3 0.4 侯装競技会、競撃会 農事組合 3 4 7 1.0 設置奨励 養蚕組会・協会 1 2 2 5 0.7 設置町村、現地講話、講話会、総会、聯	《種圃管
奨励 1 2 5 2 10 1.5 奨励、産米改良奨励委員嘱託・打合会、馬鈴薯栽培、瓜類栽培 指導 3 1 4 0.6 竹杯の回復、杉赤枯病善後策、肥料配合表示 表示 2 2 0.3 各種肥料所含有主要成分量表示、米の品の関係表示 設置並管理者、播種日割、排秧期日、町村農子校園相採和提別、建種終了「産理人財産機可用」、運種終了「産理人財産」、水産稲及力豆の採取圃指導地試作地状況、及指導、採取圃が高、木陸稲及力豆の採取圃指導地試作地状況、及指導地解析、採取圃が高、水陸稲及力豆の採取圃指導地試作地状況、及指導地解析、採取圃が高、水陸稲及力豆の採取圃指導地試作地状況、及指導地解析、採肥用作物採種地 青年農民団 1 1 0.1 発会式 地主会 1 1 0.7 総会、町村地主会長協議会開催状況 競技会 1 1 3 0.4 侯技競技会、競學会 農事組合 3 4 7 1.0 設置更励、場面話話、講話会、総会、聯設置更励、場面試置更励、場面、 養産組合、協合 1 2 2 5 0.7 設置町村、聯合会総会、設置奨励、埼玉	
表示 2 2 0.3 各種肥料所含有主要成分量表示、米の品の関係表示 2 0.3 各種肥料所含有主要成分量表示、米の品の関係表示 2 2 2 3.3 設定並管理者、播種日測、挿秧期日、町村農人収穫籾種塩水透施行日割、選種終了、管理人情 2 3.3 設原種田採種状況、指導監督日割、原種田皮捐 育状況、麦採種場播種、県原種栽培、採取圃が置、水陸稲及大豆の採取圃指導地試作地状況、及指導地、緑肥用作物採種地 2 2 5 0.7 総会、町村地主会長協議会開催状況 競技会 1 1 1 1 3 0.4 侯装競技会、競拏会 農事組合 3 4 7 1.0 設置奨励 場出書話、講話会、総会、聯 2 2 5 0.7 設置町村、現地講話、講話会、総会、聯 2 2 5 0.7 設置町村、現地講話、講話会、総会、聯	
2 2 2 3 3 3 3 3 3 3	
探種田、採種場	重と精白
地主会 1 3 1 5 0.7 総会、町村地主会長協議会開催状況 競技会 農事組合 3 4 7 1.0 設置町村、現地講話、講話会、総会、聯設置奨励 養蚕組会・協会 1 2 2 5 0.7 設置町村、聯合会総会、設置奨励、埼玉	議会、県 導田稲生 指導田設
競技会 1 1 1 3 0.4 侯装競技会、競撃会 農事組合 3 4 7 1.0 設置町村、現地講話、講話会、総会、聯 養蚕組合・協合 1 2 2 5 0.7 設置町村、聯合会総会、設置奨励、埼玉	
農事組合 3 4 7 1.0 設置町村、現地講話、講話会、総会、聯 設置奨励 養蚕組合・協合 1 2 2 5 0.7 設置町村、聯合会総会、設置奨励、埼玉	
養素組合·協会 1 2 2 5 0.7 設置町村、聯合会総会、設置奨励、埼玉	1会総会
	を 番指導
生産米・移出米検査 生産米・移出米検査 9 9 1.3 塩時移出米及生産米検査員任命、米穀検 る東京市場の成績、移出米検査成績	
協議会、協員会 1 2 3 0.4 主要食糧農産物改良増殖協議会、主要作良協員会	- 勿品種改
即売会 3 3 0.4 蔬菜、聯合野菜	
その他 2 2 6 2 5 17 2.5 模範作審査、家禽去勢研究会、古米証印数量、肥 接予備検査成績、標準米査定会委員任命・嘱託、	《稲新種子 と商品取引
計 32 50 73 79 107 62 70 473 70.1 壮丁検診 1 1 1 1 4 0.6 トラホーム花柳病検診日割、成績	
壮丁徴兵適齢者検診成績表 1 1 1 3 0.4	
衛生 伝染病患者発生状況 2 6 12 13 13 46 6.8 発生転帰数、発生数	
衛生講話、衛生週間	
新計 国勢調査の結果と公簿現住人 1 1 0.1 1 0.1	

		明 治 43	明 治 44	明 治 45	大 正 3	大 正 4	大正8	大 正 10	計	平均	主な内容
	人口静態調査							1 2	1 2		学事統計、産業統計
	各種統計 郵便為替郵便貯金状況							1	1	0.3	
統計	米予想収穫高							2	2	0.3	
	人口統計小票互審会							1	1	0.1	
	統計関係職員見学	_	0	_				1	1	0.1	
	計 各町村現住戸数・人口	1	-		1	1	0	9	9 5	1.3 0.7	
	人口静態調査						1		1	0.1	
	慰労	1	3	3	1	3		4	15	2.2	町長、村長、村吏員、教員、村会議員
	視察	1						1	2		行政事務視察、郡会議員県外視察
	視察来郡 官公吏神社祭式講習	1				1	1		1 2		共同苗 修得者、状況
	郡下養蚕状況	1							1	0.3	
	水災被害概況	1							1	0.1	
	各町村宅地・田畑・反別・地価	1							1	0.1	
	特殊事業		1						1	0.1	
	特種農事講習 共同販売		1						1 1	0.1	麦酒用大麦
	通俗講話会・講演会・周知会		1		2	1		3	7	1.0	退設通俗講話会 地方風俗改良謙演会 持田村
	地方改良·民力涵養講習·講 演会						3	6	9	1.3	港師嘱託 港師打合会 港滨会 社会重要港
	統計講習会				2	1			3	0.4	開催状況
	側板式土地測量講習会				1				1	0.1	
	神職学術講習会		_	1	1	1	1		4		修了者
	時間確守 奉告祭		1	1					1 1	0.1	執行
	暴風雨被害状況			1					1	0.1	
	特別大演習			1					1		高齢者御菓子料拝受者
	高齢者慰安				1	1			2	0.3	
	報告事件一覧	_			7	12	12		31	4.6	 町村に於ける状況
	諸会 敬老会				1	1			1		町村に於ける状況 学友会による
雑事	展覧会					1			1		小学校生徒成績品
ጥ ታ ባ	事務刷新調査委員会							2	2	0.3	
	税務主任会同							2	2	0.3	
	郷社祭典 食糧増殖協議会							1	1	0.3	
	青年会			2	1	7			10	1.5	総会、農事講演会、開催状況、基金寄付
	帝国在郷軍人会分会		4	5	2	2			13	1.9	発会式、開催状況
	神職支会 郡農会		_	1	1	1			3 1		総会、講演会総会
	柳辰云				1				1	0.1	1
	北埼玉郡教育会		2	1	2	2		7	14	2.1	講習総会、通俗講話会、総会、関東聯合教育: 議員派遣、評議員会、総集会、規則改正、表: 会員数調、女子教育部講演会
	北埼玉郡小学校教員会							7	7	1.0	本会設立、講演会、女教員会講習会、県外視り小学校聯合運動会、体操研究会
	北埼玉郡仏教会							6	6	0.9	聖上陛下玉体御平安並東宮殿下御渡欧御平安行 祷法会、地方改良講演会、戦病死者追弔法会
	北埼玉郡聯合青年団							22	22	3.3	开来代育年 [如應安、可代育年]到建數安、呈入了殿下岬股 念事業、共和村青年団天気予報旗掲示、樋遺川村青年団 会、原道村青年団品評会、青年団長氏名、日本青年館寄
	処女会							6	6		中島村処女会明治神宮参拝、不動岡村処女会総会、大越村処女会講話会、樋道川村処女会総川俣村処女会科理講習、町村処女会の現況
	計	7	15	17	24	36	18	10 79	10 196	1.5 29.0	基本財産造成寄附者、大越村立小学校改築寄附生
	生徒募集	1	1		21	30	1	2	5	0.7	東京水産講習所、北埼玉実科高等女学校、羽生 業学校、忍実科高等女学校
	水稲原種子配布	1							1	0.1	
定生	漂着物	1	L.						1		出水
広告	講習開設・講習員募集	1	2	1				0	3	0.4	東京蚕業講習所、盛岡高等農林学校、埼玉県神職講習中職講習会、社会改良大講演会、青年雄弁大会
	講演会等開催 募集			1				1	3 1	0.4	神職講習会、任会以長大講演会、育平雄弁大会 向学心宣伝用語募集
								12	12	1.8	
	報告事件一覧										

注:明治43年は4月から12月の9か月間の件数

要目を各郡・町村に示達した。⁽²²⁾ 『北埼玉郡報』の「告示告論訓令公布方」及び「郡報発行規程」改正が行われたのは、その2か月後の8月25日である。この改正の本文は確認できておらず、さらにこれを挟む大正5~7及び9年は郡報目録も確認できていないため、この関係は定かではないが、県の一般的実行要目には、趣意書・参考文書等の印刷による配付が掲げられている。これらの運動奨励策が背景にあって、『北埼玉郡報』もその広報機能の強化が図られたことが推察されるところである。

7 郡報発行の目的・要因3 印刷による定期刊行の効用

(1) 郡・町村行政事務の合理化

大正10年の構成変化で「雑事」から「広告」に移った「報告事件一覧」という記事がある。これは、翌月1か月の間に町村役場から郡役所に提出しなければならない報告事項について、その日限と関係令規を一覧表にしたものである。たとえば、大正5年9月25日発行の第50号には、翌10月分の18件が「一日 県税徴税令書交付報告(自前月十六日至同月末日)大正二年四月県令第六号」「三日 移出米検査手数料収入報告(前月中分)大正四年四月県令第一六号」というように示されている。

同様の記事は『入間郡報』の「雑事」にもみられる。たとえば、大正6年5月25日発行第116号では「大正六年六月分進達報告期限一覧左ノ如シ」として、件名、進達報告期限、備考の3項目により、16件を掲げている。一例を挙げれば「出納例月検査施行報告(五月分)六月五日 町村事務報告例第一条第三十七号様式」というもので、備考は『北埼玉郡報』での「関係令規」にあたる役割を果たしている。この「進達報告期限一覧」については、大正2年に埼玉県属大澤三九郎によって行われた実地調査復命書に次のような報告がある。⁽²³⁾

入間郡役所ニ於テハ町村役場ノ執務ニ便 センカ為メ翌月ニ於ケル進達、報告期限 ヲ其前月ノ郡報ニ一覧表トシテ登載シ以 テ進達、報告期限ヲ誤マラサラシメツ、 アリ

地方改良運動は、町村住民の自発的意識を 誘発する運動である一方で、町村役場の自治 事務の改良整備を指揮監督するものであった。 郡役所による町村巡視も強化され、文書管理 の改善もその重要な要素であった。「報告事件一覧」は、その一環として期限に遅滞する ことない正確な報告を求めるための方策であったといえる。過去に出された令規に基づく 定例的な報告は、その度に通達がなされる訳ではないため忘失の可能性も高く、督促の必要が生じがちである。とはいえ、事案ごとに毎回通知し直すのも事務を繁多とするため、郡報による一括連絡という形が採用されたと考えられる。この点、定期刊行物は有効な媒体であったといえる。

このような事務の合理化を郡報の刊行目的 とする他府県の事例としては、和歌山県西牟 婁郡があり、その目的は「郡の訓令、告示、 一般に渉りまする所の通牒、照会等悉くしを 掲載することによる、簡便さと印刷費・郵便料 の節約にあったと、郡長自身が語っている。 これによれば、同郡では郡報を毎週発行する ことにより、個別の照会、通牒などの文書を 廃していることが窺われる。ここまで徹底す る例は多くはないとしても、町村役場の毎月 の行事や納税期限などを示す例は他府県でも みられる。郡報掲載という方法を採ること により、「事務簡捷|「自治事務の整善|に よる行政事務自体の改善強化をも果たすもの として考えられていたことがわかるが、これ も地方改良運動の要請するところであった。

(2) 容易な例規・記録化

この「報告事件一覧」は、求める報告の内容や方法等を具体的に記すことはせず、それらを記す「関係令規」名を掲出することに留めている。それにより、各報告は1行で済ませることができている。逆にいえば、各町村役場では、「関係令規」をすぐに参照できる

状態で保存管理していることが前提となる。この点、実際に掲げられている令規の多くは県令、県訓令であり、県報に掲載されているものであるので、「大正二年四月県令第六号」という表示さえあれば検索・参照することができる。発行年月日と号数が明示され、月ごとの目録を有し、形態的にも同一定型の定期刊行物である県報であれば、定期的に配付されてくる号数順に編綴しておきさえすれば整理は完了する。これほど簡易な記録管理は、単発で送達されてくる文書では困難であり、それだけの付加価値をもって刊行されるのが公報誌といえよう。

これは郡においても同様であろう。単発で送達されるよりも、郡報は例規化にも優れた記録であったといえる。『北埼玉郡報』の創刊にあたっての経緯や目的等を伝える郡役所の公文書は残されていないが、郡制廃止にあたって編纂された『北埼玉郡史』に次のような記述がある。そこで示されている創刊理由は唯一、この「整理の便」である⁽²⁷⁾

明治四十一年迄ハ郡二於テ発スル郡令告 示其他町村二対シ訓令スル所ハ総テ県報 ヲ以テ公布シ来リタレトモ、其後県報ト シテハ県ノ事項以外ハ登載セサルコト、 ナリ、郡トシテ公布式ト云フモノハ県報 ヲ以テスル能ハサルヨリ其都度印刷ニ付 シ町村二配付シタルガ各町村二於テモ其 整理ニ不便ナルヨリ四十三年二於テ郡報 ヲ発行シ月々二百部ヲ印刷シ尚臨時号外 ハ必要ニ応ジ発行スルコト、シ公報費ヲ 百円支出セリ。

(3) 同一情報の共有化

「報告事件一覧」が有効なのは、そこに示される「関係令規」の共有が前提にあることは前述のとおりだが、その共有を一字一句異ならないテキストで行い得ることは、印刷というメディアの大きな特性である。そして、その共有の範囲は印刷部数と配付のための費用によって規定される。郡公告を採用した明治24年当時の県報配付箇所は次のとおりで

ある。(28)

県庁各部署課	14部
郡役所	9部
町村役場	374部
警察署・分署	38部
直税間税分署	18部
長官・各部署長・参事官	7部
川越・熊谷監獄	2部
官報局	1部
土功区技手駐在所	5部
予備	17部
	計485部

この他に希望者への有償頒布があるものの、基本的に各町村単位でみた場合、大半の町村では役場に1部があるのみという状況にある。これに対し、郡報発行規程第3条が示す『北埼玉郡報』の配付箇所は次のとおりである。

庁中各課 郡参事会 町村役場 公立小 学校 郡金庫 警察署·警察分署 郡会 議員

各種団体への配付がみられないが、このほか、第4条で希望者への印刷請負人による発売が定められており、また、郡役所内に事務所を置く団体もあった。これにより、郡内公機関等は共通のテキストをもって、郡内行政や地方改良に取り組むことを可能とする条件が整えられたといえる。

一方で、直接の管轄事務ではない情報まで一律に登載・配付することは、印刷紙数を増やし非効率とも考えられるが、各機関ごとの行政執行にとどまらず、住民の側からの自発的・積極的な協力を求める地方改良運動から民力涵養運動という時代にあっては、郡内の推進機関・団体が情報を共有することのメリットがあったと思われる。ことに「たんなる学校教育の場としてだけでなく、町村民のイデオロギー的統合の場として、行政村の定着に大きな役割を果たしていった」とされる小学校において、その意味は大きかったと推測される。

もちろん、埼玉県内を見ただけでもすべて の郡で郡報が発行された訳ではなく、その発 行採否は郡ごとの評価・判断によったことに なる。郡域の広さや地形、交通、郡内の融和 度などの条件も、郡報という活字メディアの 有効性・必要性を左右するものであり、一律 には論じられないところではある。

8 全国的比較による位置

現時点での管見の限りであるが、創刊時期で比較すると、郡報は公布式による公報誌から、次第に地方改良運動・民力涵養運動を背景とした広報誌・機関誌的な性格へと、その比重を移していく。公布・公告と彙報による有益情報の周知というあり方から、知事、郡長をはじめとする府県官、郡官や郡内公職者らによる、運動を誘導するためのメッセージ性の強い寄稿や訓示、講演録などを掲載する郡報が増えてくる。さらには、公布式は担わず公文の比重を減らし、運動推進の講演録や署名原稿を主に、住民からの投稿を求め、文芸欄や挿絵、口語調を取り入れるなど、広報性を高めるための「親しみやすさ」を強めたものが増えてくる。

このような全国的な郡報の変遷のなかで、 明治43年創刊という『北埼玉郡報』は、比 較的初期に属する。それ以前には、郡報を公 布式とすることを県が主導した奈良県、滋賀 県を除けば、その刊行は多くない。また、そ の形式もほとんどが公布式を担う、公文と彙 報によって構成されるものであった。同じ明 治43年には広報機関誌的色彩を強く出した 郡報も登場するが(京都府相楽郡役所発行 『相楽』)、『北埼玉郡報』は以前からの公報 誌的な流れを汲んだものであった。それゆえ、 彙報欄に講演会や講習会の記事が多いとはい っても、その開催の外形的事実の周知に留ま っており、講演や講習の内容自体は、役所や 参加者から改めて得る必要があった。地方改 良運動のためのメッセージや知識を直接伝え るのではなく、インデックスを与える性格が 強かったといっていいのかもしれない。

わずかな号しか実見できていないが、その 範囲では『入間郡報』も同様に公報誌スタイル の郡報である。冒頭で紹介した秩父郡と南埼 玉郡のものも、北埼玉郡や入間郡同様、予算 費目としては同じ公報費に属していることか ら、公報誌スタイルであった可能性が考えら れる。これに対し、『北葛飾郡時報』の予算費 目は地方改良費であり、新聞にも通じる「時 報」誌名からも、公布式を離れた広報誌的性 格に比重をおいた郡報であった可能性がある。

埼玉県の郡報で、広報機関誌的なものとし て確認できるのが『大里郡時報』である。同 誌は、郡役所が廃止された後の昭和3年の創 刊であり、郡農会と郡教育会による発行であ る。よって、郡報を郡役所の機関誌とする定 義からは外れることになる。しかし、他府県 では、郡制期から郡農会や郡教育会で発行さ れた郡報、あるいは郡制廃止後に自治協会、 地方改良協会から刊行された郡報などが知ら れる。公布式を担わない、郡全体の広報誌と いう性格になれば、必ずしもその発行主体が 郡役所である必要性はなく、とくに郡制廃止 後は予算的にも郡役所では担えず、公的団体 がその役割を担うことは選択肢のひとつとな りえよう。大里郡の場合、郡役所廃止後の創 刊という点でさらに特徴的であるが、郡の中 心であった郡役所の廃止が、逆に郡結合の役 割を担うものとして広報機関=郡報を求めた とも考えられる。月刊、定価6銭の有償頒布 で、発売所は「元大里郡役所内」の郡農会と 郡教育会である。

内容は、農会と教育会の発行であるから当然であるが、農業技術や学校教育の寄稿を中心とし、その他、行財政等に関しての寄稿や文芸欄(「文苑」)などから構成される。たとえば、第3号では、農業関係では「農業経営上に就て(三)」(清水生)、「秋蚕飼育上の注意」(内野生)、「桑園施肥の根本方針」(石原生)、「小麦品種改良の効果殊に其の契約栽培に就て(二)」(玉井野村技師)、「種雛種卵ノ払下案内」(農林省大宮種鶏場)など、教育関係では「高等小学校の改善について」(深谷小学校)、「八基公民学校を訪ふ」(東生)などが並ぶほか、県地方課職員による

「財政上より見たる大里郡の町村」や「庭訓十考」「庭訓十首」「文苑」がある。また、「雑報」には「深谷小学校トラホーム治療成績」「同実科高等女学校成績」「大里郡教育会夏季講習会」「教員異動」「御大典記念教員製作品展覧会規程」「小学校児童成績品展覧会規程」という教育関係のほか、「村長助役就職」「村長退職」「収入役就職及退職」を載せ、『北埼玉郡報』の彙報・広告同様の役割を果たしている。総頁31頁の雑誌形式のものであるが、郡制期の他府県の郡報でも同種の体裁・内容が増えてくる傾向にあり、特殊なものではない。

9 おわりに一町村報の存在

明治40年代から大正期、県では明治19年 以来の『埼玉県報』が発行され続け、北埼玉 郡をはじめとするいくつかの郡では郡報が創 刊された。これらの公報誌は、単に公布式を 担うという目的に留まらず、施策・運動の推 進に合致するものに限定されるとはいえ、行 政情報の積極的な公開提供を図ろうとする広 報誌でもあった。地方改良運動及び民力涵養 運動は、それを必要とし促進する性格・要素 の政策であり、地域における行政情報史の展 開において重要な時期を形成するものであっ たといえるであろう。

『北埼玉郡報』をはじめとする埼玉県の郡報は、郡制廃止の大正12年をもって終刊したと思われる。一方、『大里郡時報』は、埼玉県立浦和図書館所蔵本により昭和16年まで刊行されていたことが確認できる。

郡役所廃止後の広報という意味では、さらに運動の直接の主体であった町村においても検証していく必要があろう。単独の定期刊行物を立ち上げるには、その地理的範囲や財政規模が小さいともいえるが、内務省は郡制廃止後の大正13年に市町村報の発行状況調査を行っている。これに対し、埼玉県では、次の11誌が報告されている。

入間郡 豊岡町報、東金子村報、(入間川村)会報

秩父郡 原谷村報

児玉郡 秋平村報、児玉町報

大里郡 八基村月報、榛沢村報

南埼玉郡 八幡村報、潮止月報、日勝村 公報

註

- (1) 埼玉県立浦和図書館(埼玉資料室) に明治 期第1~28号(明治43年4月-45年7月)及 び大正期第1~50号(大正元年8月-5年9 月)が、まとまって所蔵されている。このほ か、当館収蔵小林茂家文書4048「大正九年 綴 込 |、同7612「大正十年 綴込 |、同4587「大正 拾壱年 綴込 に、大正8年目録、大正9年第 90~92、94~95号、号外、大正10年第103~ 104号、号外、大正10年目録、大正11年第115号 が綴じ込まれている。また、埼玉県行政文書大 1292「社会部 社会教育」(件名番号36「北埼 玉郡内各町村青年団指導要項ノ件同郡長ヨリ報 告|)には、郡報附録の「北埼玉郡青年団指導要 項」(大正11年7月25日)が編綴されているほか、 国立国会図書館と埼玉県立熊谷図書館に104号 附録「北埼玉郡学事一斑」(大正10年)が所蔵 されている。
- (2) 当館収蔵埼玉県教育史編さん室移籍文書132 に大正6年第116号及び同7年第150号があるほか、埼玉県行政文書大1406「県治部 郡治」(件名番号1「入間郡令廃止並告示改正ノ件」)に大正12年第256号が編綴されている。このほか、国立国会図書館に221号附録「内務省選奨全国優良町村案内」(大正10年)、埼玉県立浦和図書館に239号附録「埼玉県入間郡町村役場職員録大正十一年七月一日現在」(大正11年)がある。また、埼玉県行政文書大23「県治部 郡費」(件名番号1「明治45年度各郡歳入出予算内務大臣へ報告」)中に編綴されている「明治四十五年度埼玉県入間郡歳入歳出予算書」により明治45年の創刊であることがわかる。
- (3) 奈良県立図書情報館蔵奈良県庁文書「永年保存文書目録」。拙稿「近代郡役所における公報と広報―明治後期・近畿地方の「郡報」―」(『日本歴史』第777号、2013年)参照。
- (4) 奈良県令第36号、同訓令第47号(『奈良県 報』第172号)。
- (5) 吉本富男編『明治22年埼玉県知事巡視録』(埼 玉新聞社、1985年)所収。
- (6) 明治19年勅令第1号 第10条。官報の創刊自体はこれに先立つ同16年。
- (7) 明治19年6月3日内務省訓第380号。

- (8) 埼玉県行政文書明955「庶務部 報告(県報 関係書類)| 件名番号5「県報発行期日告示|。
- (9) 註(8)前掲資料 件名番号1「県報発行ノ件及 県報例規告示」。
- (10) 註(8)前掲資料 件名番号4「郡役所告示等ヲ 県報登載ノ為メ報告方達」。
- (1) 註(8)前揭資料 件名番号35「郡役所告示公布 式及原稿回送方ノ件各郡役所へ通牒」、明治23 年2月4日発行埼玉県報第8号(官報第1977号 附録)。
- (12) 埼玉県行政文書明2004「官房部 報告」件名 番号6「郡公文郡町村広告等県報登載廃止ノ件 同」。
- (3) 註(2)前掲資料 件名番号7「郡令ニ関スル県 令」。
- (14) 明治41年12月26日付官発第316号(註(2)前掲資料 件名番号8)。
- (5) 明治42年埼玉県訓令第3号(埼玉県行政文書明2010「官房部 報告| 件名番号1)。
- (6) 埼玉県行政文書大5762「県治部 県議会議案 原議(郡制廃止)」、八潮市立資料館蔵 潮止村 役場文書3769「自大正二年十二月至大正五年二 月庶務綴」。
- (17) その後、大正8年8月25日に「告示告論訓令公布方」は「告示告論及訓令公布方」に改められ、「郡報発行規程」も同日に一部改正されていることが、「大正八年郡報目録」(小林茂家文書4048「大正九年 綴込」)からわかるが、その改正内容は確認できていない。
- (18) 以下の地方改良運動に関する記述は、大石嘉 一郎『近代日本地方自治の歩み』 (大月書店、 2007年) による。
- (9) 『増補地方自治ノ指針』 (明治39年)、『地方改良の要項』 (明治45年)、『地方資料 第一~一五編、附録』 (明治40年)、『第一回地方改良事業講演集 上・下』 (明治42年)、『地方改良実例』 (明治45年)など。いずれも神谷慶治監修『地方改良運動史資料集成』全6巻(柏書房、1986年)所収。
- 20) たとえば、大正7年創刊の兵庫県『川辺郡公報』に対する、「当時強力に推進することを要請されていた地方改良運動→民力涵養運動の強力な武器ともなった」という指摘(山中永之佑「川辺郡公報と郡行政」(伊丹市立博物館編『伊丹資料叢書第5 川辺郡公報下』、伊丹市、1981年)や、三重県『度会郡公報』に対する指摘(谷口裕信「明治期の度会郡公報に関するノート」、『皇學館大学紀要』第49号、2011年)など。
- (21) 註(18)大石前掲書。
- ② 埼玉県訓令第29号(『埼玉県報』第688号)。
- 23 埼玉県行政文書大176「官房部 雑款」件名 番号5「県令規全集改廃加除整理督励其ノ他ノ

- 事務二就キ大里外四郡へ出張復命書|。
- 24 内務省地方局編『地方改良講演集 第二·三回下』(博文館、1911年)。
- 25 『山梨県北都留郡報』(山梨県立博物館蔵甲州 文庫): 彙報・雑事の「町村役場○月中行事」が 課係別に件名、摘要(根拠規程)、期限の3項目 を表で提示。『厚狭郡報』(山口県 山陽小野 田市立厚狭図書館蔵): 毎号表紙裏に「最近期限 事務」、裏表紙裏に「年中行事」など。
- 26 北埼玉郡役所をはじめとする埼玉県内各郡役所の公文書は、郡役所廃止後県に引き継がれたものも昭和19年に廃棄されたものと思われ、資料群としてまとまって残されているものはなく、他の資料群中に部分的に残されているにすぎない。芳賀明子「失われた行政文書一戦中・終戦時における行政文書の廃棄について一」(本誌第8号、1995年)及び拙稿「郡役所の文書と情報ー埼玉県・郡制施行以前 1879-1896」(同第21号、2008年 のち拙著『近代地方行政体の記録と情報』、岩田書院、2010年、所収)参照。
- ②7 178頁。北埼玉郡役所編、大正12年3月25日 発行。1987年臨川書店及び千秋社から復刻。
- 28 註(8)前掲資料 件名番号52「県報配付箇所調」。 明治24年9月15日発行第48号よりの部数。
- 29 大正10年には「雑事」への掲載団体が急増 していることからも、大正8年の「郡報発行規 程」一部改正では、配付箇所の増加もあった可 能性が考えられる。
- (30) 註(18)大石前掲書。
- (3) 拙稿「地方改良運動期の郡報-地域情報施策と公報メディア・アーカイブズ」(『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』第9号、2013年)及び註(3)前掲拙稿参照。
- (32) 当館収蔵宇野家文書中に第3号(昭和3)、26~27号(昭和5)、65~66号(昭和12)がある。また、埼玉県立浦和図書館に、第21号(昭和5)~82号(昭和16)(途中欠号あり)が所蔵されている。
- (33) 『西多摩郡時報』(東京府)、『額田郡時報』、『渥 美郡時報』、『丹羽郡報』(以上、愛知県) など。
- ③4 『可児郡報』(岐阜県)、『西伯郡報』(鳥取県)、『喜 多郡報』(愛媛県) など。
- (35) 昭和5年度(第24号)から、4月、6月、8月、10月、12月、1月、3月の年7回発行(第24号 巻末「御断リ」)。実際には年7回の定期的刊行は必ずしも維持できていない。
- 36 埼玉県行政文書大1524「県治部 雑款」件名番号10「地方改良団体市町村報ノ件地方局長へ回報」。また、『八潮市史 史料編 別巻 潮止月報・八潮だより』 (八潮市、1979年)解説 (渡辺隆喜・遠藤忠執筆)が、昭和20年以前の埼玉県内市町村報を紹介している。

付表 府県別郡報一覧

(2013年2月20日調査現在)

番号	誌名	創刊年	所蔵、収録・紹介・根拠資料等	発行者
			青森県	
1	北津軽郡報	大正8	青森県立図書館:1-34号 (大正 8-11)	郡役所
2	仙北郡報	[明治 45]	秋田県 秋田県立図書館:9-68 号(明治 45-大正 4)	郡役所
	川山石山和洋区	[中月(日 40]		[4P1又/7]
3	鹿嶋郡月報	大正 6	茨城県立図書館:1-11 号 (大正 6-8)	郡役所
	THE STATE LAND	1	栃木県	war en 🖘
	那須郡時報	大正3	栃木県立図書館:1号(大正3) 東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史科センター 明治新聞雑誌	郡役所
5	足利郡時報	大正 10	文庫:1-13号(大正10-11) ※ 謄写版	郡役所
		T	群馬県 	T T
6	利根郡報	明治 44	群馬県立文書館(複写本: 青木区有文書、木桧行孝家文書、東峰須川区有文書): 1-53 号(明治 44- 大正 10)	郡役所
7	多野郡報	大正 6 以前	群馬県立文書館(複写本:吉井町郷土資料館文書):3号(大正6) ※ 謄写版	〔郡役所〕
8	吾妻郡報	大正 9	群馬県立文書館(複写本:入山区有文書):1-16 号(大正 9-11) 復刻:『吾妻郡報』、国書刊行会、1982 年	郡役所
			埼玉県	
9	北埼玉郡報	明治 43	埼玉県立浦和図書館: 1-28 号 (明治 43-45)、1-50 号 (大正 1-5) 埼玉県立文書館 (小林茂家文書 4048、7612、7040、埼玉県行政文書大 1292): 第 90-95、103-104、115 号ほか (大正 9-11)、附録「北埼玉郡青年団指導要項」 (大正 11) 国立国会図書館、埼玉県立熊谷図書館: 104 号附録「北埼玉郡学事一斑」(大正 10)	郡役所
10	入間郡報	〔明治 45〕	埼玉県立文書館(埼玉県教育史編さん室移籍文書 132、埼玉県行政文書大 1406): 116号(大正 6)、150号(同 7)、256号(同 12) 国立国会図書館: 221号附録「内務省選奨全国優良町村案内」(大正 10) 埼玉県立浦和図書館: 239号附録「埼玉県入間郡町村役場職員録」(大正 11) *「明治四十五年度埼玉県入間郡歳入歳出予算書」(埼玉県立文書館収蔵 埼玉県行政文書大 23「県治部 郡費」件名番号 1「明治四十五年度各郡歳入出予算内務大臣へ報告」中に編綴)	郡役所
11	大里郡時報	〔昭和 3〕	埼玉県立文書館(宇野家文書): 3 号(昭和 3)、26-27 号(昭和 5)、65-66 号(昭 和 12) 埼玉県立浦和図書館:21-82(欠号あり)号(昭和 5-16)	郡教育会農会
12	秩父郡報	大正 10 以前	[大正十一年度埼玉県秩父郡歳入歳出予算書(埼玉県行政文書大 5762「県治部 県議会議案原議(郡制廃止)」))	郡役所
13	南埼玉郡報	〔大正 5〕	[大正九年度埼玉県南埼玉郡歳入歳出予算書、大正十一年度同(埼玉県行政文書 大5762 [県治部 県議会議案原議(郡制廃止)])) *「南埼玉郡報発行規程」(八潮市立資料館蔵 潮止村役場文書 3769「自大正 二年十二月至大正五年二月庶務綴」)	郡役所
14	北葛飾郡時報	大正 10 以前	[大正十一年度埼玉県北葛飾郡歳入歳出予算書(埼玉県行政文書大 5762 [県治部 県議会議案原議(郡制廃止)]〕	郡役所
			千葉県	
15	匝瑳郡報	大正7	『千葉県史料 近代篇 郡制下』、千葉県、1989年(八日市場市宮本区有文書: 1-5、8-9、11 号(大正 7-10)、光町小川台区有文書): 13 号(大正 11))	郡役所
16	夷隅郡報	大正 3 ヵ	中村政弘「『夷隅郡報』について」、『勝浦市史研究』 7号、2001 年(勝浦市杉 戸区有文書:17-18. 28、30-31、33号(大正 4-5)、夷隅町大曽根家文書:81- 84、86号(大正 10-11))	郡役所
17	千葉県君津郡報	明治 44 以前	君津市立久留里城址資料館:明治 44 年 11 月 - 大正 2 年 11 月 (中村政弘前掲論文) 『君津市史 史料集Ⅲ 近代 I』、君津市、1997 年(29 号翻刻及び 33、35-37 号口絵写真)	郡役所
18	印旛郡報	〔大正 2or3〕	* 〔大正四年度千葉県印旛郡歳人歳出予算書(宗像村役場文書「自大正四年至 大正六年庶務書類綴〕)、中村政弘前掲論文による〕	郡役所
			東京都	
19	西多摩郡時報	大正1以前	東京都立中央図書館:8-17、38-42 号 (大正 1-7)	郡教育会 衛生会・別 会、10 号 ら郡神職会
			神奈川県	
20	神奈川県中郡報	大正 2	大磯町立図書館(神奈川県農業総合研究所本複写本): 1-10,12-23,26-31号(大正2-7) 平塚市中央図書館: 4、6、8-11、13-16、18-20号(大正2-5) 神奈川県立公文書館: 【「県史写真製本」大磯町曽根田重和家資料]3、9、20号(大正2-5) 【行政刊行物]4-20号(大正2-5) 【大住郡石田村石井家文書]10、14、17、20-21、24、30号(大正3-7) 東京大学明治新聞雑誌文庫: 26-27号(大正7) 深野市教育史]第1巻近代史料編(秦野市教育研究所編、秦野市教育委員会、2004年) 及び『秦野市史』第4巻近代史料1(秦野市、1985年)に一部翻刻	郡役所

番号	誌名	創刊年	所蔵、収録・紹介・根拠資料等	発行者
48	碧海郡時報	明治 43	安城市中央図書館:1-68号 (明治 43- 大正 5)、145-150号 (大正 15) 刈谷市中央図書館:21、23、31、72-73、75-76号 (明治 45- 大正 6) 岡崎市立中央図書館 (複写本 原本:悠紀斎田記念館所蔵):45号、臨時増刊号 (悠紀斎田講演要領) (大正 3)	郡役所
49	渥美郡時報	明治 43	名古屋大学附属中央図書館: 2-8 編(明治 43- 大正 5) 独立行政法人 農業環境技術研究所 広報情報室: 2-3 編(明治 43-44) 愛知大学綜合郷土研究所: 12 編 3-12 号、15-17 編、18 編 1-7 号(大正 10-15) 豊橋市中央図書館(複製): 13 編 3 号(大正 11)、14 編 7 号(大正 12)	郡農会・教 育会
50	額田郡時報	明治 43	岡崎市立中央図書館:1-4、6-8、10号 (明治 43- 大正 6)	郡農会・教 育会
51	葉栗郡時報	〔大正9ヵ以前〕	* 〔岩本通弥 「可視化される習俗―民力涵養運動期における 「国民儀礼」の創出―」 (『国立歴史民俗博物館研究報告』141、2008 年) 愛知県『(民力涵養資料第参編) 民力涵養に関する町村実行事項』からの引用〕	不詳
52	八名郡時報	大正 4	愛知芸術文化センター愛知県図書館:1-10、12、16-33 号(大正 4-12)	八名郡時報 発行所
53	八名郡報	〔昭和11以前〕	*谷口裕信氏蔵:昭和 11〔同「明治期の度会郡公報に関するノート」(『皇學館 大学紀要』49、2011 年)〕	不詳
54	(北設楽) 郡時報	大正 11 以前	愛知芸術文化センター愛知県図書館:臨時増刊「北設楽郡教育概况」(大正 11)	郡教育会
			三重県	
55	志摩郡公報	明治 43	三重県史編さん室(複写本):1-629 号(明治 43- 大正 15)	郡役所
56	一志郡時報	〔明治 44〕	三重県史編さん室(複写本): 18-146 号(明治 44- 大正 15)	郡役所
57	鈴鹿郡公報	〔明治 41〕	三重県史編さん室(複写本): 54-289 号(明治 43- 大正 10) *「明治 41 年度鈴鹿郡歳入歳出決算書」(鈴鹿郡公報明治 43 年 2 月 8 日号外)	郡役所
58	河芸郡公報	〔明治 42〕	三重県史編さん室(複写本): 57-281 号(明治 43- 大正 12) 国立国会図書館: 58 号附録「奈良兵庫県視察報告書」(大正 3)	郡役所
59	安濃郡公報	〔大正 13〕	三重県史編さん室(複写本): 89 号(大正 14) *大正 13 年 5 月 3 日第三種郵便物認可記載	郡役所
60	飯南郡公報	明治 39	三重県史編さん室(複写本): 1-490 号(明治 39- 大正 15) ※「三重県飯南郡公報」に誌名変更	郡役所
61	多気郡公報	〔大正 3〕	三重県史編さん室(複写本): 235-605 号(大正 8-15) 国立国会図書館: 173 号附録「石川富山両県下学事情況視察復命書」(大正 6) *大正 3 年 4 月 14 日第三種郵便物認可記載	郡役所
62	度会郡公報	明治 36	三重県史編さん室(一宇田町有文書複写本): 1-653 号(明治 36- 大正 15)	郡役所
63	三重県阿山郡公報	明治 32	三重県史編さん室(複写本): 明治 32 -大正 12 伊賀市立上野図書館:明治 32.1-35.1、同 42.1-43.1(明治 32-35、42-43)	郡役所
64	名賀郡公報	大正7以前	三重県史編さん室(複写本): 215-342 号(大正 7-11)	郡役所
65	三重郡公報	〔明治 43〕	四日市市立図書館:26-121 号・1-420 号(明治 43- 大正 11) 三重県史編さん室(複写本):3-30 号(明治 43)	郡役所
66	員弁郡公報	〔大正 2〕	三重県史編さん室(複写本): 136-164、250-286 号(大正 6、9-11) *大正 2 年 5 月 27 日第三種郵便物認可記載	郡役所
			福井県	
67	今立郡報	明治 27	鯖江市図書館(複写本): 1-12 号(明治 27-29) 福井県公文書館(箕輪又兵衛家文書): 10 号(明治 28)	郡役所
68	坂井郡公報	〔明治44以前〕	国立国会図書館:15 号附録「山口県福岡県視察概要」(明治 45) *明治 44 年 3 月 14 日第三種郵便物認可記載	郡役所
			滋賀県	
69	滋賀県滋賀郡報	〔明治 35〕	滋賀県立図書館:208-241 号・1-218 号(明治 44- 大正 8) *明治 35 年 3 月 18 日第三種郵便物認可記載	郡役所
70	滋賀県東浅井郡報	明治 43 以前	滋賀県立図書館(七尾尋常高等小学校旧蔵): 86 号別冊「滋賀県東浅井郡農蚕業十年計画書」(明治 43)	郡役所
71	滋賀県蒲生郡役 所公報	明治 33 以前	公益財団法人江北図書館(伊香郡役所文書「明治三十三年 郡報ニ関スル綴 文書掛」中に編綴): 明治 33 年 3 月 13 日号外(明治 33)	郡役所
72	滋賀県蒲生郡報	〔明治 35〕	東京大学社会科学研究所図書室: 379-441 号·1-11 号 (明治 44- 大正 1) 国立国会図書館: 63 号付録「通俗教育展覧会概況」(大正 2) *明治 33 年 4 月 8 日第三種郵便物認可記載	郡役所
73	滋賀県高島郡報	〔明治 31〕	近江聖人中江藤樹記念館:243-325 号(明治 38- 大正 9) 高島市立今津図書館:337-380 号(大正 10) *明治 31 年 10 月 8 日第三種郵便物認可記載	郡役所
74	滋賀県伊香郡報	〔明治 33〕	公益財団法人江北図書館:297-465 号・1-235 号(明治 41- 大正 8) 国立国会図書館:343 号別冊「実業視察復命書 岐阜・愛知・静岡三県ノ部」(明治 43) *明治 33 年 5 月 11 日第三種郵便物認可記載	郡役所
75	伊香郡公報	〔大正 11〕	公益財団法人江北図書館:54-82 号 (大正 14-15) *大正 11 年第三種郵便物認可記載	郡役所
76	〔愛知郡公報〕	〔明治43以前〕	* 〔内務省地方局編『地方改良講演集 第二・三回 下』(博文館、1911年) 926 頁、今井兼寛郡長発言〕	〔郡役所〕
77	坂田郡報	〔明治 32〕	* [明治 32 年坂田郡告示第 8 号 [阪田郡報発行規則] (滋賀県県政史料室蔵滋賀県行政文書 「例規(蒲生・阪田・東浅井郡役所)」)〕	郡役所
78	栗太郡報	〔明治 34〕	* [明治 34 年栗太郡令第 2 号「栗太郡報発行規則」(滋賀県県政史料室蔵滋賀県行政文書「例規(郡令)」)〕	郡役所

vii	=4.4-	AITI	and believed and the second and the second	TA /→ 1:-
番号	誌名	創刊年	所蔵、収録・紹介・根拠資料等	発行者
109	飯石郡時報	大正2以前	東京大学明治新聞雑誌文庫:12 号(大正 2)	郡役所
	Marchine and Art	1	岡山県	
	御津郡公報	大正9以前	岡山市立中央図書館:79-80 号(大正 9)	郡役所
111	〔浅口郡公報〕	不詳	〔『岡山県郡治誌』(岡山県、1938 年)1905 ページ記述〕	〔郡役所〕
			広島県	ı
112	山県郡報	明治 42	広島県立図書館:1-3、7、14-25、33-36、38-49、62-73、98、100、102-104、134、136-145 号 (明治 42- 大正 10) 広島市立中央図書館: 44 号 (大正 2) 広島県立文書館 (複製資料 山県郡加計町井上家文書):1-8、10-11、13-15、17-20、22-29、31-32、34-59、61-65 号 (明治 42- 大正 4) 国立国会図書館:17 号附録「改正町村制」(明治 44)	郡役所
113	賀茂郡時報	大正1以前	広島県立図書館:7号(大正1) 広島市立中央図書館:8号号外(大正2) 竹原市立竹原書院図書館:号外「賀茂郡統計要覧」(大正1、6) 国立国会図書館:号外「賀茂郡統計要覧」(大正2、4-12)	郡役所
114	安芸郡報	明治 41	広島市公文書館(戸坂村役場文書): 1-115 号(明治 41- 大正 11) ※ 69 号より『広島県安芸郡報』	郡役所
115	広島県安佐郡報	明治 42	広島県立図書館: 7, 9-12 号 (明治 43-44) 広島市立中央図書館: 6, 10-11 号 (明治 43-44) 広島県立文書館 (複製資料 丸子家文書): 8 号 (大正 1) 東京大学明治新聞雑誌文庫: 1-11, 13-14, 16, 18 号 (明治 42-大正 3) 国立国会図書館:郡勢一班 17 号 (明治 44 年分) (大正 2)、30 号 (大正 6 年分) (大正 8)	郡役所
116	深安郡時報	明治 44 以前	国立国会図書館:臨時号「地方改良の要項」(明治 44)	郡役所
117	沼隈郡報	明治 41	広島県立文書館(複製資料 福山市村田静太郎文書): 1-67 号(明治 41-45)、1- 20、23-31、33-41、43-74 号(大正 1-8) 『広島県史 近現代資料編 2』(広島県、1975 年)に 8 号の一部翻刻(471-72 頁)	郡役所
118	広島県甲奴郡報	大正7以前	山口県立山口図書館:大正 7 年号(大正 7) 国立国会図書館:大正 10 年号(大正 11)	郡役所
			山口県	
119	厚狭郡報	〔明治 44〕	山陽小野田市立厚狭図書館:明治 44 年 10 月 15 日一大正 4 年 9 月 5 日 [明治 44 年 4 月 15 日第三種郵便物認可記載]	郡役所
120	豊浦郡時報	大正 2	下関市立図書館: 1-122 号(大正 2-12)、103 号附録「臨時山口県産業経済調査会答申事項」(大正 10) 東京大学明治新聞雑誌文庫: 51 号(大正 6)	郡役所
121	豊浦郡報	〔昭和6以前〕	下関市立中央図書館:昭和6年10月号 下関市立長府図書館、山口県立山口図書館:20号付録「豊浦郡臨時産経済統計 調査表」(昭和8)	郡町村長会
122	大島郡報	〔大正6以前〕	国立国会図書館:附録「山口県大島郡勢要覽」(大正 6、10 年)	郡役所
			愛媛県	
123	伊予郡報	明治 43	東京大学明治新聞雑誌文庫:1-3、5-19、21-24 号(明治 43- 大正 2)	郡役所
124	喜多郡報	大正 13	愛媛県立図書館 〔マイクロフィルム版〕: 1-2、6、9-14、16、18-19、21-22、 25 号(大正 13-15)	郡自治協会
			熊本県	
125	上益城郡公報	〔大正 5〕	熊本県立図書館: 277-312号(大正 7、9、13-14) [「各郡役所引継目録](熊本県立図書館蔵): 大正 5 年 4 月~ 15 年 6 月(木野公寿「明治期における熊本県の文書管理制度」、『熊本史学』 93・94、2011 年)〕 *大正 5 年 5 月 2 日第三種郵便物認可記載	郡役所
126	鹿本郡公報	大正3	熊本県立図書館:1-4 号(大正 3) [「各郡役所引継目録」(熊本県立図書館蔵):大正 3 年以降(水野公寿前掲論文)〕	郡役所
_	葦北 (葦北郡)	大正 5	熊本県立図書館:1 号(大正 5)	郡役所
128	球磨郡公報	不詳	〔「各郡役所引継目録」(熊本県立図書館蔵):年不明(水野公寿前掲論文)〕	〔郡役所〕

- 註 1) 本表は、2013 年 2 月 20 日段階で、原本調査及び所蔵館目録(データベース)により確認された所蔵状況をまとめたほか、 関係史料等から刊行を知ることができるもの(「所蔵、収録・紹介・根拠資料等」欄に史料等の名称を〔〕を付けて示した) を加えたものである。
- 註 2) 原本あるいは資料等から誌名の確認できないものには〔〕を付した。
- 註3) 誌名に郡名を含まないもには() で郡名を付した。
- 註4) 史料等から推定した創刊年には[]を付し、その史料名を「所蔵、収録・紹介・根拠資料等」欄に*をを付して示した(史料表記のないものは刊行頻度からの逆算推定による)。

参考文献 15-18、33:中村政弘「『夷隅郡報』について」(『勝浦市史研究』7、2001年)

20-23: 石倉光男「神奈川県管内郡役所史料について」(『神奈川県立公文書館紀要』3、2001年)

40:伊藤安男「明治期の郡報「海津郡報」」(岐阜県郷土資料研究協議会会報『郷土研究 岐阜』62、1992年)

55-64: 谷口裕信「明治期の度会郡公報に関するノート」(『皇學館大学紀要』49、2011年)

62:吉村利男「度会郡公報と近代史料の概要」(三重県生活部文化振興チーム編『三重県史資料調査報告書 19 三重県伊勢市一宇田町 一宇田町有文書調査報告書』、2004年)

89:山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』(弘文堂、1990年)

125,126,128: 水野公寿「明治期における熊本県の文書管理制度」(『熊本史学』93・94、2011年)